



福岡医発第 805 号(地)
令和 3 年 6 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」
の一部改正について

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」が改正された旨、連絡がありました。

本改正は、予防接種法上に「COVID-19 ワクチンモデルナ筋注」が規定されるとともに、「コミナティ筋注」の対象者の年齢が 16 歳以上から 12 歳以上とされたことを踏まえたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ124F)
令和3年6月1日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」
の一部改正について

今般、厚生労働省より、令和3年2月19日付（健Ⅱ505F）をもって貴会宛てにお送りした「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の改正について、厚生労働大臣より各都道府県知事を通じて各市区町村長に通知した旨、本会宛て周知協力方依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

本改正により、予防接種法上における「コミナティ筋注」の対象者の年齢について、16歳以上から12歳以上とされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和3年5月31日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和3年6月1日から適用することについて、各都道府県知事を通じ各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健0531第4号
令和3年5月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正し、令和3年6月1日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者について、現在は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する16歳以上の者としているところ、市町村の区域内に居住する12歳以上の者とするものとするについて妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和3年6月1日から適用する。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
(令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日 一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日 <u>一部改正 厚生労働省発健0531第3号</u> <u>令和3年5月31日</u> 市 町 村 長 各 殿 特 別 区 長 厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示） 予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。 記 1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する <u>12歳</u>以上の者 2 期間 令和3年2月17日から令和4年2月28日まで	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日 一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日 市 町 村 長 各 殿 特 別 区 長 厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示） 予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。 記 1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する <u>16歳</u>以上の者 2 期間 令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

〈改正後〉

〈現 行〉

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

ただし、（2）については、上記1のうち 12歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）

ただし、（2）については、上記1のうち 16歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。)の区域内に居住する12歳以上の者

2 期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限り。)
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限り。)

ただし、(2)については、上記1のうち12歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

以上

(健Ⅱ96F)
令和3年5月24日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」
の一部改正について

今般、厚生労働省より、令和3年2月19日付（健Ⅱ505F）をもって貴会宛てにお送りした「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の改正について、厚生労働大臣より各都道府県知事を通じて各市区町村長に通知した旨、本会宛て周知協力方依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

本改正は、「COVID-19 ワクチンモデルナ筋注」が予防接種法上に規定されたことを踏まえたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供および、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和3年5月21日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和3年5月22日から適用することについて、各都道府県知事を通じ各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健0521第3号
令和3年5月21日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正し、令和3年5月22日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、使用するワクチンに、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)を加えることについて妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和3年5月22日から適用する。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
（令和３年２月１６日厚生労働省発健０２１６第１号 厚生労働大臣通知）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月１６日 <u>一部改正 厚生労働省発健０５２１第２号</u> <u>令和３年５月２１日</u> 市 町 村 長 各 特 別 区 長 殿 厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示） 予防接種法（昭和２３年法律第６８号）附則第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。 記 １ 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する１６歳以上の者 ２ 期間 令和３年２月１７日から令和４年２月２８日まで ３ 使用するワクチン <u>（１）</u> コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS—C o V—	厚生労働省発健０２１６第１号 令和３年２月１６日 市 町 村 長 各 特 別 区 長 殿 厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示） 予防接種法（昭和２３年法律第６８号）附則第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。 記 １ 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する１６歳以上の者 ２ 期間 令和３年２月１７日から令和４年２月２８日まで ３ 使用するワクチン コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS—C o V—２）（令

〈改正後〉

〈現 行〉

2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)

(2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-

2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

ただし、(2)については、上記1のうち16歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。)の区域内に居住する16歳以上の者

2 期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

ただし、(2)については、上記1のうち16歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

以上